

令和7年10月31日

報道関係機関 各位

田辺市議会事務局

次長 坂本 明人

「田辺市議会ガイドブック（第7版）」の発行について

田辺市議会では、議会における広報活動の充実を図ることを目的として、広報委員会を設置しておりますが、このたび、その活動の一環として、「田辺市議会ガイドブック」を発行いたしました。

田辺市議会ガイドブックは、市議会の仕組みや取組についてまとめた小冊子で、市議会を知っていただき、身近に感じていただくことを目的としています。市内小中学校をはじめとした下記公共施設等に配布するとともに、議場傍聴席入口等にも設置しておりますので、広く周知を図る上でも報道方よろしくお願い申し上げます。

記

〔配付場所〕

- ・市役所本庁舎
- ・田辺市民総合センター
- ・各行政局（龍神・中辺路・大塔・本宮）
- ・各連絡所（11か所）
- ・文化交流センター「たなべる」
- ・市立図書館分室（龍神・中辺路・大塔・本宮）
- ・南部・西部・芳養センター
- ・和歌山県立情報交流センタービッグ・ユウ
- ・市内小・中学校、県立中学校
- ・県立高等学校（市内、熊野・南部）

【議会事務局】

担当：伊藤

内線 3033

直通 0739-26-9940

# 田辺市議会

# ガイドブック

第7版

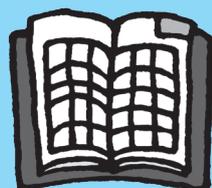
わたしたちの未来を話しあう

**議会** のことをもっと知ろう！



# 目次

●議会の役割	.....	P2
●議会の仕事	.....	P3
●議会のしくみ	.....	P4
●会議の種類	.....	P5
●定例会の流れ	.....	P6
●市議会の状況	.....	P7
●市議会の改革	.....	P8
●議会の活動を知るには？	.....	P9～P10
●田辺市議会案内図	.....	P11～P12
●議会のハテナ	.....	P13～P14



# 議会の役割



## 市民

私たちは、市民の代表である市長や議員を選挙で選びます。また、まちづくりにも参加しています。

請願・陳情



市民の声を聞く



要望・陳情



行政サービスの提供



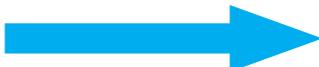
## 市議会（議決機関）

市議会は、快適で住みやすいまちづくりのため、市長の提案する事業計画や予算、条例案などを審議・議決し、市政に対する一般質問などで、市が進むべき方向を決める役割があります。また、市民サービス充実のため、調査研究活動も行います。

条例・予算等提案



審議・議決する  
市政をチェックする



## 市長（執行機関）

市役所は、市民の皆さんが安心して暮らせるよう、市民の視点に立ち、能率的に計画を進めながら、生活に欠かせないさまざまな仕事をしています。

二元代表制

意見書の提出等



国・県

市議会と市長などの執行機関は、独立・対等の立場にあり、役割を尊重し合いながら市民生活の向上に努めています。このような仕組みを「二元代表制」といいます。



# 議会の仕事

市議会には、市民の意思を代表する機能があるほか、条例をつくる機能や市政を監視する機能も果たしています。



## ● 市政のチェック

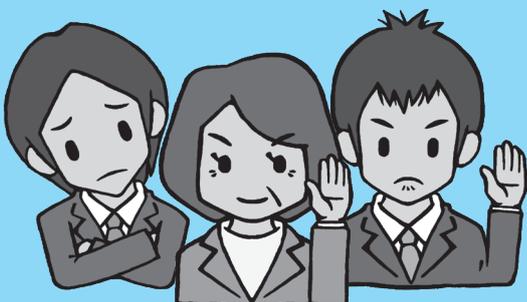
市政が正しく運営されているか、市民の税金が有効に活用されているかなど、市の状況をチェックし、問題点があれば指摘します。



## ● 審議と議決

市政が進むべき方向を最終的に決定するのが議決で、議会の最も基本的な仕事です。

条例を制定したり、時代にあうよう改正や廃止をしたりするほか、予算の決定や決算の認定、市が結ぶ重要な契約、財産の取得や処分について審議し、可否について表決を行います。



## ● 請願の審査

請願と陳情は、紹介議員が必要かどうかの違いで、紹介議員が必要なものを請願といえます。

市民から受け取った請願書は、所管の常任委員会や議会運営委員会などで審査し、委員長はその結果を議長に報告します。

それを基に本会議で「採択」（趣旨に賛成）か「不採択」（趣旨に反対）かを決定します。

また、陳情書は、議会運営委員会で、その写しを配付して周知しています。



## ● 意見書の提出

市民生活に重要なことであっても、国や県が行う事業で、市単独で解決できないときは、解決を求めするため、関係機関に対して意見書を提出します。



## ● 条例の提案

市から提案される条例だけでなく、議員や委員会からも条例を提案することができます。



# 議会のしくみ

## ●議長と副議長

議長と副議長は、議員の中から選挙で選ばれます。  
議長は、市議会の秩序を保ち、会議の進行役を務めるなど、議会に関するさまざまな事務を処理します。  
また、市議会の代表として、いろいろな会議や市の行事に出席します。  
副議長は、議長を補佐し、議長が事故などで不在のときに、議長に代わってその仕事を行います。

田辺市議会では、議長及び副議長の任期は2年と申し合わせています。



## ●議員と職務

議員は、市民から直接選挙によって選ばれ、その任期は4年です。  
市議会の常任委員会や議会運営委員会、特別委員会などの委員のほか、市の監査委員や一部事務組合の議会議員、各種審議会などの委員に就任しており、各会議・委員会等に出席します。

一部事務組合とは、市町村等の事務の一部を共同して処理するために、地方自治法に基づいて設置する、特別地方公共団体です。



## ●会派

会派とは、議会において、議員が自分たちの考えを市政に反映させるための政策集団であり、同じ主義・主張を持った議員の集まりです。そのため、会派単位での活動が多く、政務活動費も会派に交付されています。

現在、田辺市議会では、所属議員2人以上が会派の構成要件となっています。



## ●議会事務局

市議会が市民の意見を反映して十分な活動ができるよう、田辺市議会には、議会の補助機関として田辺市議会事務局設置条例により事務局が置かれています。

議長によって任命される事務局長と職員5名が、本会議や委員会の議事運営の補助、会議録の作成、議員提出案件の補助、議会活動のための調査等の補助をしています。

(職員数は令和7年10月現在)



# 会議の種類

## ●本会議

市長や議員が提出した議案などについて、全議員で質疑・討論・表決を行い、議会の最終的な意思決定をする会議です。

よりよいまちづくりを実現するため、さまざまな会議で議論しています。



## ●委員会

### ○常任委員会

田辺市議会では、市の仕事全体を大きく3つに分け、関係する議案や請願等を審査し、その結果を本会議に報告し、最終的な意思決定に役立てるとともに、市政の課題についての調査や、まちづくりの参考にするため、先進地の調査も行っています。

また、議会広報機能の強化を図り、議会活動を広く市民に情報発信することを主たる目的として、広報委員会を設置しています。

総務企画委員会（6名）	企画部、総務部、会計課、消防本部、消防署及び消防団、選挙管理委員会、公平委員会、監査委員、固定資産評価審査委員会及び他の委員会の所管に属しない事項
産業建設委員会（6名）	商工観光部、農林水産部、建設部、水道部及び農業委員会の所管に関する事項
文教厚生委員会（6名）	市民部、環境部、保健福祉部及び教育委員会の所管に関する事項
広報委員会（5名）	議会の広報紙の編集及び発行、ホームページ、その他の議会の広報に関し必要な事項

### ○議会運営委員会

議会が公正かつ円滑に運営されるよう話し合い、会期の決定や議会の運営などについて協議します。

議会運営委員会（8名）	議会の運営・議会の会議規則、委員会条例等に関する事項及び議長の諮問に関する事項
-------------	---

### ○特別委員会

特定の事項を審査するため、必要に応じて議会の議決を経て、特別委員会を設置することができます。

田辺ONE未来デザイン調査特別委員会（8名）	庁舎跡地及び市民総合センターの利活用等に関する事項について調査を行う必要があるため設置 (令和7年5月30日設置)
------------------------	--

(令和7年10月1日現在)

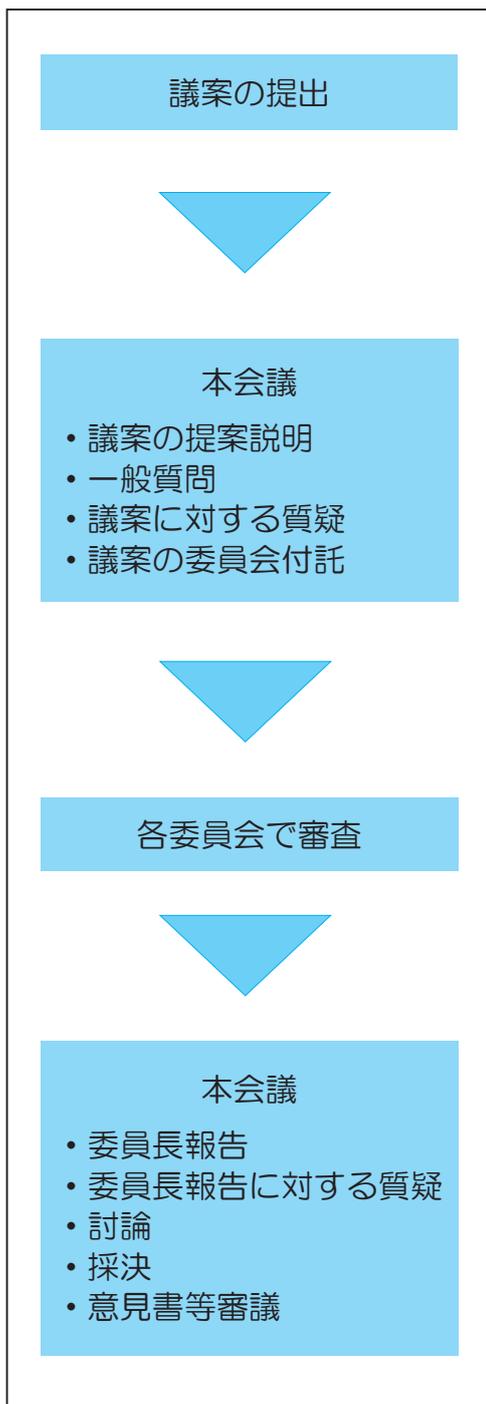
## ●協議または調整を行うための場

- ◎ 全議員で話し合いをする「全員協議会」
- ◎ 会派の代表者で諸問題を協議する「会派代表者会議」
- ◎ 常任委員会の運営等について協議する「正副委員長会議」

ルールに基づき、民主的に会議を進めています。



# 定例会の流れ



本会議とは、議員全員が集まり、提案された議案等をどうするか態度を決定する場です。定例会は、3月、6月、9月、12月の年4回行われます。



## 議案の提案説明

提出された議案の内容について執行機関から説明を受けます。

## 一般質問

本会議のおおむね2日目からは、議員が市長等に対し、市政全般について質問します。

質問方式は、全項目をまとめて質問・答弁を行う「一括質問・一括答弁方式」、大項目ごとに質問と答弁を行う「分割質問方式」、質問事項それぞれについて、一つずつ質問と答弁を行う「一問一答方式」の3種類があり、その中から選ぶこととしています。

## 議案の委員会付託

提出された議案について、詳しく審査するため、所管事項を担当する常任委員会等へ送ります。

## 各委員会で審査

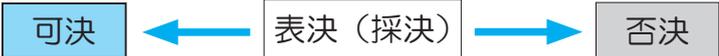
委員会では、議会から付託された議案・請願等について、所管課等から詳しい説明を受け、質疑・審査を行い、委員会としての結論を出します。

執行機関は、議会の決定内容に従い事業を行います。



## 採決

委員会で議論した内容について、各委員長から報告を受けて、賛成・反対の意思表示を集計し、議会の態度を決定します。



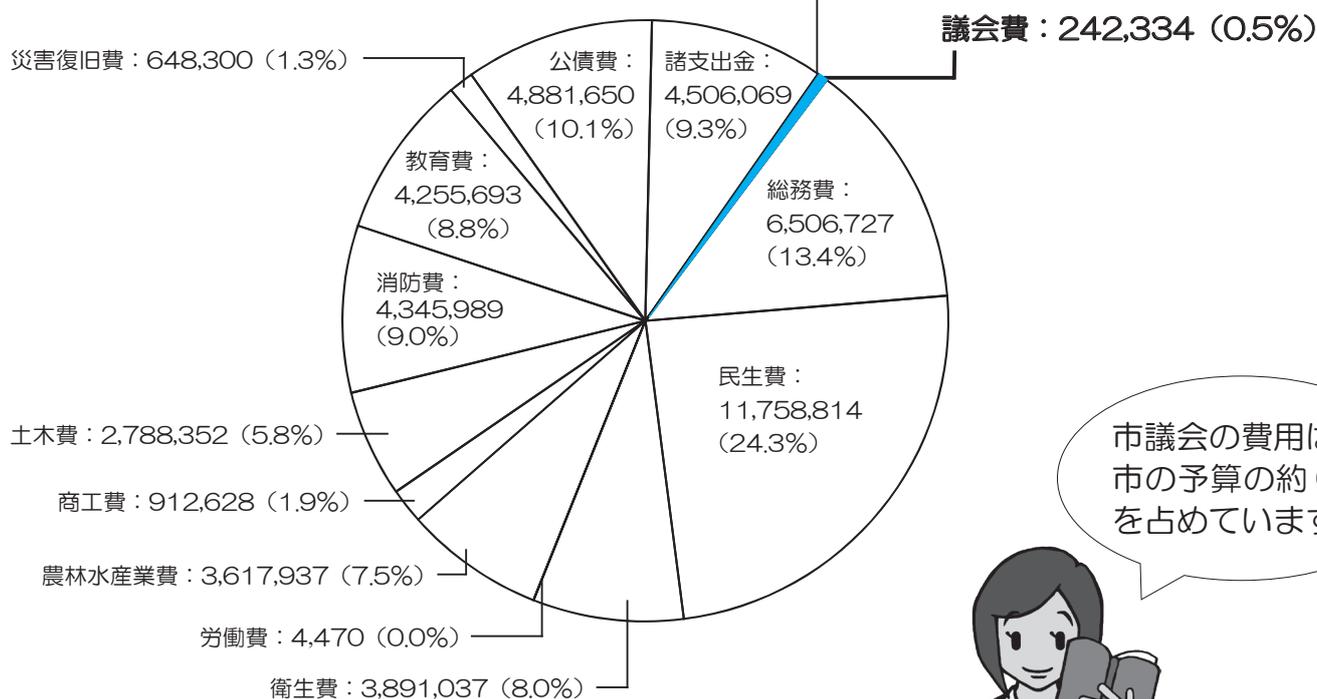
# 市議会の状況

## ●市の予算に対する議会費の割合

令和7年度一般会計当初予算 総額：48,390,000

予備費：30,000 (0.1%)

単位：千円



市議会の費用は、市の予算の約0.5%を占めています。



## ●議員報酬

議員は、地方自治法に基づき、条例に定められた議員報酬、期末手当の支給を受けることができます。

月の途中で議員になった場合や議員を辞めた場合は、日割り計算になります。

### ■報酬

役職	月額
議長	535,000 円
副議長	475,000 円
議員	430,000 円

### ■期末手当

6月	2.225
12月	2.225
加算率	1.15

(令和7年10月現在)

## ●政務活動費

政務活動費は、田辺市議会の議員の調査研究その他の活動に資するため必要な経費の一部として、議会における会派（所属議員が1人の場合を含む）に対し、議員1人当たり月額2万円が交付されます。

政務活動費は、会派が行う調査研究、研修、広報、広聴、住民相談、要請、陳情、各種会議への参加など、市政の課題や市民の意思を把握し、市政に反映させる活動その他住民福祉の増進を図るために必要な活動に要する経費に対して充てることができるものです。そのため、政務活動費の支出内容は、金額、態様、範囲とも社会通念上、妥当なものでなければなりません。

また、政務活動費は公費であることから、会派及び議員は、その執行が適正なものであることを説明する責任があります。このため、政務活動の内容や執行状況を客観的に説明できるように、会計帳簿や証書類等を調製、整理、保管し、政務活動費の収支報告書及び領収書等の写しを閲覧できるようにしています。

# 市議会の改革



田辺市議会が  
これまでに改革して  
きた主な取組をご紹  
介します。

## ●議員定数の削減

田辺市は、平成 17 年 5 月に 5 つの市町村が合併して発足しました。

合併当初は、旧市町村ごとの選挙区制で、議員定数は 30 人でしたが、次の選挙から選挙区制を廃止し、平成 21 年 5 月からは 26 人に、平成 25 年 5 月からは 22 人に、令和 3 年 5 月からは 20 人に、さらに令和 7 年 5 月には、2 人減の 18 人に削減しました。

議員定数は削減となりましたが、今まで以上に市民の声に耳を傾けられるよう、努力します。

## ●災害発生時の対応要領・マニュアルの策定

東日本大震災や、本市も大きな被害を受けた平成 23 年の台風第 12 号災害、近年の全国的な異常豪雨災害を教訓として、災害時における議員としての役割や行動を明確にするため、平成 25 年 12 月に、「田辺市議会における災害発生時の対応要領」及び災害の態様に応じた「災害対応マニュアル」を策定しました。

これにより、大規模災害時には、必要に応じて議会内に「田辺市議会災害対策会議」を設置し、災害対応に取り組むこととなっています。

## ●タブレット端末及びペーパーレス会議システムを導入

ICT を活用した議会運営の推進とペーパーレス化に取り組むため、令和 6 年 2 月臨時会から、タブレット端末及びペーパーレス会議システムを試行的に導入し、議案書をはじめ各種会議資料や報告資料などについて、タブレット端末を用いたデータでの閲覧を進め、令和 7 年 1 月臨時会から本格運用しています。

## ●一般質問方式の見直し

本会議で行われる一般質問は、すべての項目をまとめて質問し、まとめて答弁する「一括質問・一括答弁方式」でした。この方法は、質疑・答弁とも長時間に及ぶことが多く、何について議論されているのかが分かりにくいという欠点がありました。このため、平成 24 年 6 月定例会から、演壇の対面方式を導入するとともに、一般質問方式を見直しました。

論点が明確になるよう、これまでの「一括質問・一括答弁方式」に加えて、大項目ごとに質問と答弁を行う「分割質問方式」と、質問事項それぞれについて、一つずつ質問と答弁を行う「一問一答方式」を選択できるようにしています。

また、一般質問の制限時間を 90 分から 60 分以内に変更し、議員は、予定した質問を制限時間内に行うよう努めています。

## ●委員会における参考人制度の活用

平成 28 年 6 月定例会から、請願の委員会審査において、請願者が希望する場合は、参考人制度を活用して請願者自身が意見陳述できる機会を設けることとし、審査の充実を図っています。

## ●本会議の録画配信導入

平成 24 年から、田辺市議会の本会議の様相について、インターネットでもごらんいただけるよう、録画映像を配信しています。

現在は、平成 30 年 3 月定例会以降の録画映像がごらんいただけます。

## ●田辺市高校生議会の開催

将来の担い手である高校生に、議会への興味や政治への関心をもってもらくとともに、まちづくりに対する思いや意見を今後の市政への参考とするため、令和 6 年 8 月に高校生議会を開催しました。

常任委員会に分かれて、テーマに沿った意見交換を行ったほか、本会議では委員会報告として発表を行いました。

# 議会の活動を知るには？



議会の日程を知りたいときは

市議会のホームページで予定をお知らせしています。また、議会だよりにも次回の議会日程の予定を掲載しています。議会だよりはホームページにも掲載しています。



### ●市議会ホームページ

議員名簿、委員会や会派の構成、議会日程、一般質問の要旨、請願・陳情の方法、議決結果、本会議録、議会だよりなどを掲載しています。



傍聴に行けなかったときは

議会録画映像配信をご利用ください。本会議のすべての映像をごらんいただけます。



### ●議会録画映像配信

本会議の録画映像はインターネットを通じて配信しており、会議の概ね2週間後からごらんいただけます。



本会議の内容を知りたいときは

議会だよりをごらんください。市の広報紙「広報田辺」に折り込み、配布しています。また、本会議の会議録は、ホームページで検索できます。



### ●議会だより

年4回の定例会後に、本会議の議決状況のほか、一般質問の抜粋を中心に、次回定例会の開催予定、政務活動費や委員会視察報告等も掲載し発行しています。

### ●会議録

本会議録は、原則、次回定例会までに発行され、市議会事務局、市立図書館等において閲覧することができます。



議員に連絡を取りたいときは

市議会ホームページに議員の連絡先を掲載しています。議員名簿が必要な方には、議会事務局でお渡ししています。また、メールやFAXでお送りすることもできます。



議会情報を公開していますのでご利用ください。

▶ホームページ



▶録画映像配信



▶会議録検索





## 議会を傍聴したいときは

市議会では、市民の皆さんの生活に直結した重要な問題が審議されます。

市政への関心を深め、市議会の活動状況や市政方針などについて、身近に触れることができますので、お気軽に傍聴にお越しください。



## — 傍聴の方法 —

### 本会議

- 傍聴席は市役所本庁舎6階にあり、定員47名で先着順となっています。受付は不要です。
- 定員を超えた場合は、本庁舎6階の議会ロビーや本庁舎3階のコミュニティスペース等に設置しているモニターで本会議の様態をごらんいただけます。
- 手話通訳を希望される方は、事前に議会事務局にご相談ください。ただし、申込日によってはご希望に添えない場合がありますので、あらかじめご了承ください。

### 委員会

- 傍聴をご希望の場合は、議会事務局までお申し出ください。
- 原則公開ですが、傍聴いただけない場合もありますので、ご了承ください。



## 請願・陳情をするには

請願（陳情）書には決まった様式がありませんので、必要事項が記入されていれば提出できます。

請願（陳情）の趣旨、提出年月日と請願（陳情）者の住所を記入し、署名または記名押印の上、市議会議長あてに提出してください。法人が請願を行う場合は、その事務所の所在地、名称、代表者の署名または記名押印を必要とします。

請願の場合は、1人以上の議員の紹介（署名または記名押印）が必要です。

※オンラインによる提出もできます。

ご不明な点は、議会事務局へお問い合わせください。



## ほかにどんなことが公開されているの

政務活動費の収支報告書や行政調査にかかる報告書、委員会の会議録等もごらんいただくことができます。

有料ですが、コピーサービスも行っています。

詳しくは、議会事務局へお問い合わせください。

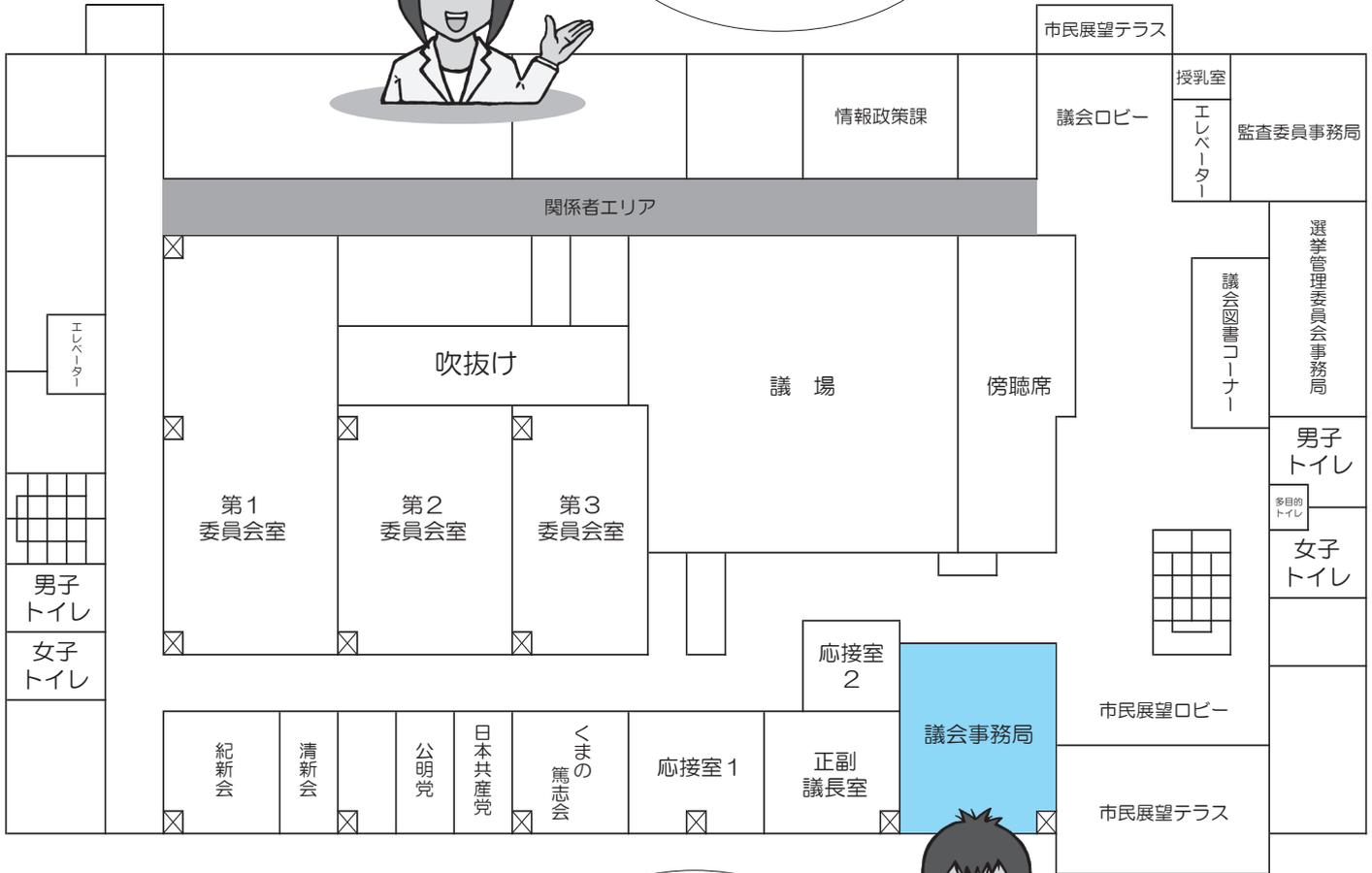


# 田辺市議会案内図

## ●市役所本庁舎6階



正副議長室や会派室は市役所本庁舎の6階にございます。



御用の方は、議会事務局へお越しください。





議場



正副議長室



第1委員会室



第2委員会室



第3委員会室



授乳室



議会ロビー



市民展望ロビー

# 議会のハテナ



素朴な疑問にお答えします。



Q. どうすれば議員になれるの？

A. 選挙権がある満 25 歳以上で、引き続き 3 カ月以上市内に住所がある人は、市議会議員に立候補する資格（被選挙権）があります。  
議員になるには、4 年ごとに行われる市議会議員選挙に当選することが必要です。

Q. 議員に「休暇」はあるの？

A. 議員には一般的な休暇制度はありません。会議や市の行事に出席するほか、市民の声を聞くことも大切な仕事です。  
また、議会以外での政務活動もあり、公務、私的活動の区分がつきにくいのが特徴です。

Q. なぜ「会派」をつくるの？

A. 同じ主義や主張を持った議員が集まることで、政策集団としての活動をより充実させることができます。議員によっては、会派に所属しない場合もあります。

Q. 本会議は何時から？

A. 本会議は、原則として午前 10 時から午後 5 時までの間で開くことになっています。  
具体的な開始時刻は会議日によって異なりますので、議会事務局までお問い合わせください。

Q. 一般質問では何を質問しているの？

A. 一般質問では、議員から市に対して本市の行政全般にわたる執行状況や方針について質問します。執行機関をチェック、監視する役目を負う議会にとって、最も重要な役割の一つで、各定例会で行っています。  
質問の内容は、まちづくりや教育、保健福祉、産業、社会基盤など、多岐にわたります。

Q . なぜ「視察」する必要があるの？

A .

田辺市のさまざまな行政課題を解決するためには、幅広い知識や情報が必要となります。  
議員は、全国の自治体が行っている先進的な政策などについて調査・研究し、それを市政に役立てるため、委員会で行政視察を行うほか、政務活動にともなう会派視察を行っています。

Q . 議員にも「定年」があるの？

A .

議員に定年はありません。  
また、議員を退職しても、退職金制度はありません。

Q . 議員は毎日出勤しているの？

A .

議員の身分は「非常勤特別職公務員」であり、毎日出勤する必要はありません。

ただし、議会の会議（本会議・委員会）や視察などを休む場合は、欠席の届出をすることになっています。

Q . 定例会と臨時会の違いはなに？

A .

定例会は、定例的に招集される議会の会議で、田辺市議会では年4回開催することが決まっています。

臨時会は、特定の案件を審議するために、必要がある場合に招集されます。

Q . 市民も議案を提出できるの？

A .

議案を提出することができるのは、間接民主制の原則のもと、選挙で選ばれた市長や議員に限られています。

ただし、住民の意思を直接反映させるために認められた「直接請求」という制度では、一定数以上の有権者が署名をした上で、条例の制定や改廃の請求などをすることができます。

Q . 議員が「出張」することはあるの？

A .

市内での各種会議やさまざまな行事に出席するほか、全国的な会議等に出席することもあります。

Q . 議員になっても、仕事は辞めなくていいの？

A .

法律で禁止されている職業以外なら、辞める必要はありません。

※禁止されている職業とは・・・

衆議院・参議院議員、県議会議員、市役所などの行政職員、市との請負契約者、法人の無限責任社員や取締役、監査役などです。



## 田辺市議会

〒646-8545 和歌山県田辺市東山一丁目5番1号

TEL : 0739-26-9940 FAX : 0739-25-5579

E-mail : gikai@city.tanabe.lg.jp

ホームページ



●発行：令和7（2025）年10月

●編集：田辺市議会広報委員会